審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　生活衛生課

法令名	動物の愛護及び管理に関する法律	法令番号	昭和４８年法律第１０５号
手続名	第一種動物取扱業の登録の更新	根拠条項	法第１３条

審査基準

根拠条項

動物の愛護及び管理に関する法律

第十三条 第十条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

２ 第十条第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の更新について準用する。

３ 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

４ 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

審査基準

動物の愛護及び管理に関する法律

第一二条（登録の拒否）

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

第四条 （第一種動物取扱業の登録の更新）

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例

第一九条の三 （準用）

受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間	１５日	目次	
						標準経由期間	７日	№.	